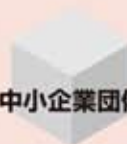


平成27年度

中小企業重点施策

（出典：平成27年度版中小企業施策
利用ガイドブックより）



広島県中小企業団体中央会

組合活性化情報2015

『試作品・新サービス開発、設備投資等を支援してほしい』

ものづくり・商業・サービス革新補助金

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業者を支援します。

対象となる方

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・中小企業による共同体で、以下の要件のいずれかを満たすこと。

<革新的サービス>

- (1)「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出等であり、3～5年の事業計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。
- (2)どのように他者と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性について認定支援機関により確認されていること。

<ものづくり技術>

- (1)わが国製造業の競争力を支える「中小ものづくり高度化法」12分野の技術を活用した事業であること。
- (2)どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性について認定支援機関の確認を受けていること。

<共同設備投資>

- (1)本事業に参画する事業実施企業により構成される組合等が事業管理者となり、複数の事業実施企業が共同し、設備投資により、革新的な試作品開発等やプロセスの改善に取り組むことで、事業実施企業全体の3～5年の事業計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。
- (2)どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性について認定支援機関の確認を受けていること。

支援内容

<革新的サービス>

- 補助金額 一般型：1,000万円、コンパクト型：700万円
- 補助率 2/3以内
- 事業期間 約1年程度

＜ものづくり技術＞

- 補助金額 1,000万円
- 補助率 2/3以内
- 事業期間 約1年程度

※＜革新的サービス＞の一般型、＜ものづくり技術＞については、設備投資が必要です。また、機械装置費以外の経費については、総額で税抜500万円までを補助上限額とします。

＜共同設備投資＞

- 補助金額 共同体で5,000万円（500万円/社）
- 補助率 2/3以内
- 事業期間 約1年程度

ご利用方法

- (1) 各都道府県の地域事務局に、公募期間中に申請書を提出
- (2) 外部有識者で構成される審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
- (3) 各都道府県の地域事務局から補助金の交付決定通知後、試作品・新サービス開発、設備投資等を実施し、終了後、成果を報告
- (4) 各都道府県の地域事務局から補助金を受給

お問い合わせ先
・広島県地域事務局 電話：082-222-8338

『ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発を行いたい』

革新的ものづくり産業創出連携促進事業 (戦略的基盤技術高度化支援事業)

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者が特定ものづくり基盤技術(精密加工、立体造形等の12技術)の高度化に資する研究開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

対象となる方

特定ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発等に取り組む中小企業者で、経済産業大臣の認定を受けた方

※本事業の公募申請は、法認定申請と同時に行うことができます。

支援内容

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者が特定ものづくり基盤技術(精密加工、立体造形等の12技術)の高度化に資する研究開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

交付元:経済産業局

- 補助金額 初年度4,500万円以下／テーマ
うち、大学・公設試等の初年度合計額1,500万円以下
- 補助率 中小企業・小規模事業者等:2/3以内
大学・公設試等:定額補助
- 事業期間 2～3年

経済産業局



中小企業・小規模事業者、大学・公設試等、川下ユーザー企業等の共同研究体

ご利用方法

- (1) 経済産業局に対し、公募期間中に提案書を提出
- (2) 外部有識者で構成される全国採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
- (3) 経済産業局から補助金の交付決定通知後、研究開発等を実施し、終了後、成果を報告
- (4) 経済産業局から補助金を受給

お問い合わせ先

- ・ 中国経済産業局地域経済部 次世代産業課
- ・ 中小企業庁 技術・経営革新課 (イノベーション課)

電話: 082-224-5680

電話: 03-3501-1816

『新しいサービスの開発に取り組みたい』

商業・サービス競争力強化連携支援事業

中小企業・小規模事業者が、産学官連携して行う新しいサービスモデルの開発等のうち、特に地域産業の競争力強化に資すると認められる事業について支援します。

対象となる方

新促法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画（新連携）」の認定を受けた中小企業者で、下記のいずれかを満たすことが必要です。

- (1)「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿って行う新しいサービスモデルの開発であること
- (2)産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」又は「グレーゾーン解消制度」を活用している新しいサービスモデルの開発であること

支援内容

サービス開発に係る経費（機械装置費、人件費、マーケティング調査費等）を補助します。

交付元：経済産業局

■補助金額 初年度3,000万円

■補助率 2/3以内

※2年目は、初年度と同額を上限として補助

ご利用方法

- (1)経済産業局に対し、公募期間中に提案書を提出
- (2)外部有識者で構成される全国採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
- (3)経済産業局から補助金の交付決定通知後、サービス開発等を実施し、終了後、成果を報告
- (4)経済産業局から補助金を受給

お問い合わせ先

・中国経済産業局産業部 経営支援課

・中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課）

電話：082-224-5658

電話：03-3501-1816

『エネルギーコストが増加しているので省エネ対策に取り組みたい』

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金

地域の工場・オフィス・店舗等の省エネに役立つ設備の導入等を支援します。また、地域できめ細かく省エネの相談に対応することができる体制を整備します。

対象となる方

中小企業者等事業活動を営んでいる法人及び個人事業主 等

支援内容

■最新モデルの省エネ機器等の導入支援（A類型）

①最新モデルかつ②旧モデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能の向上が確認できる機器等の導入を支援します。

- ・補助金額 補助対象経費下限：補助率1/3の場合は150万円
補助率1/2の場合は100万円
- ・補助率 1/3以内（中小企業、エネルギー多消費企業は1/2以内）
- ・募集期間 平成27年3月以降

■地域の工場・オフィス・店舗等の省エネ促進（B類型）

工場・オフィス・店舗等の省エネや電力ピーク対策、エネルギーマネジメントに役立つ既存設備等の改修・更新を支援します。

- ・補助金額 補助対象経費下限：補助率1/3の場合は300万円
補助率1/2の場合は200万円
補助率2/3の場合は150万円

・補助率

事業者区分	通常事業	エネマネ事業者(※) 連携事業
中小企業 エネルギー多消費企業	1/2以内	2/3以内
その他事業者	1/3以内	1/2以内

※エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネルギー事業を支援する事業者

- ・募集期間 平成27年3月以降

■省エネ相談等の地域プラットフォーム構築

地域の中小企業や個人事業主における省エネや節電等のニーズに応えるべく、地域毎にきめ細かな省エネ相談を実施します。

ご利用方法

下記連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 電話：03-3501-9726（直通）

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

■最新モデルの省エネ機器等の導入支援（A類型）

電話：0570-001-290（ナビダイヤル）

042-303-4200（IP 電話からのご連絡） https://sii.or.jp/category_a_26r/

■地域の工場・オフィス・店舗等の省エネ促進（B類型）

電話：03-5565-4950 https://sii.or.jp/category_b_26r/

『商店街活性化のための事業に対する支援を受けたい』

地域商業自立促進事業

商店街等における「地域資源活用」、「外国人対応」、「少子・高齢化対応」、「創業支援」、「地域交流」の分野に係る取組を支援します。

対象となる方

商店街組織（※1）と民間事業者（※2）の連携体、又は商店街組織

※1 商店街組織

- ・商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- ・法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者等

※2 民間事業者

当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

支援内容

1. 地域商業自立促進調査分析事業

商店街等において、商店街等の中長期的発展及び商店街等の自立化を図る新たな取組を行うに当たり、その取組内容が、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえたものであり、当該商店街において自立的に継続して取り組む事業として施設やサービスの利用者数、採算性等を確認するために必要な調査・分析事業。

■補助率 2／3以内

■補助金額 上限額500万円、下限額100万円

2. 地域商業自立促進支援事業

商店街等において、歩行者通行量の増加、売上増加等に効果のある事業であって、地域住民等のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した「地域資源活用」、「外国人対応」、「少子・高齢化対応」、「創業支援」、「地域交流」の分野に係る新たな取組により、商店街等の中長期的な発展及び自立化の促進に資する事業。

■補助率 2／3以内

■補助金額 上限額5億円、下限額100万円

ご利用方法

- (1)募集期間中に、経済産業局へ要望書等の関係書類を提出
- (2)経済産業局における外部有識者等による審査委員会での審査を経て、採択案件を決定
- (3)採択された補助事業者は、交付申請書を経済産業局へ提出し、交付決定後、事業開始
- (4)事業終了後、実績報告書を経済産業局へ提出し、補助金を受給
- (5)事業終了後5年間、経済産業局へ事業効果について報告

お問い合わせ先

・中国経済産業局産業部 流通・サービス産業課 電話：082-224-5653

『若者・女性・シニア等の多様な人材を確保したい』

地域中小企業人材バンク事業

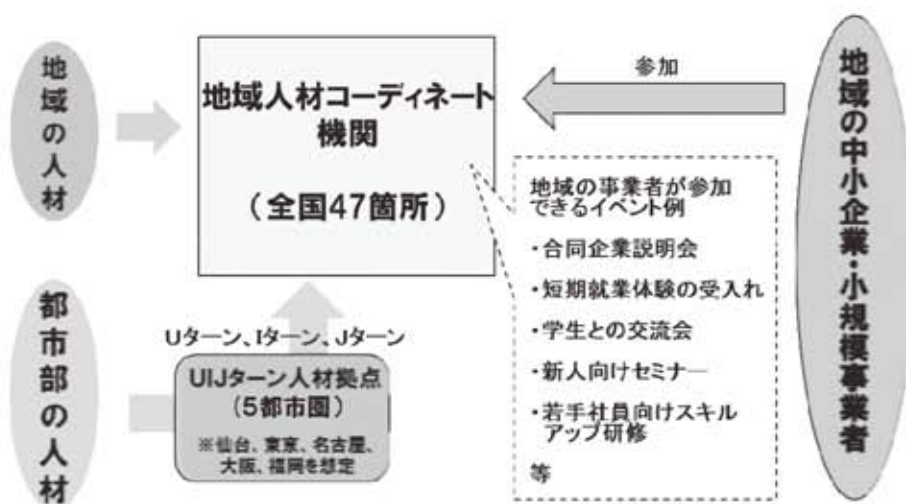
地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から地域の中小企業・小規模事業者の皆様が必要とする人材を発掘し、紹介・定着までを一貫支援します。

対象となる方

・若者・女性・シニア等の多様な人材を新たに確保したい中小企業・小規模事業者の方

支援内容

- ・中小企業・小規模事業者のニーズを把握して、地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から事業者が必要とする人材を発掘し、紹介・定着までを一貫支援します。
- ・中小企業・小規模事業者は、地域人材コーディネート機関の行う支援事業に参加することにより、自社の魅力や求める人材についての発信、人材とのマッチングの機会等が得られます。



ご利用方法

・イベント等に参加を希望される中小企業・小規模事業者の方は、各地域人材コーディネート機関(※中小企業庁ホームページでご確認ください)にご相談ください。実施機関によって、対象地域や業種等に制約があります。

お問い合わせ先

- ・中国経済産業局地域経済部 産業人材政策課
- ・中小企業庁 経営支援課 人材事業担当

電話：082-224-5683

電話：03-3501-1763

『ものづくり現場の技能・技術等の継承を支援してほしい』

ものづくり中核人材育成事業

ものづくり中小企業・小規模事業者が、現場で働く人材に対して、技術・技能の向上等に関する講習を受講させる際の費用の2／3を補助します。

対象となる方

製造現場において、技術・技能等を次世代に継承する役割が期待される方（以下、「中核人材」という）に対して、技術・技能の向上等に関する講習を受講させる、ものづくり中小企業・小規模事業者。

支援内容

中核人材に対して、技術・技能の向上等に関する講習を受講させる際に発生する経費（受講料、旅費、宿泊費）の2／3の補助が受けられます（補助上限：50万円／社）。

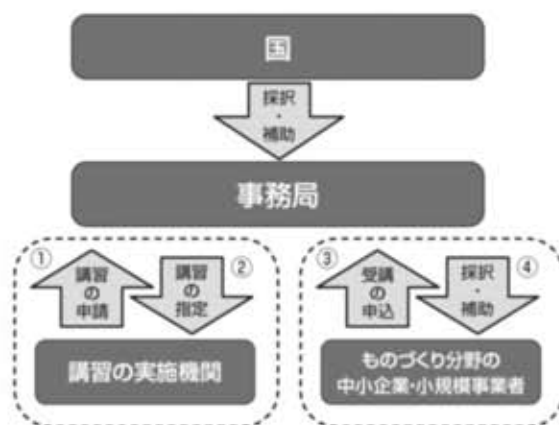
具体的には、以下の分類に当てはまる講習が対象となります。なお、受講する講習は事務局により指定され「指定講座」となっていることが必要です。

（1）固有の技術・技能の向上に関するもの

技術・技能を高め又は広げることで、作業内容や現場構成の特性に応じた機器の使い分け・操作する能力や製造に係る複数の異なる工程の作業を、自ら考え遂行することのできる能力の向上に資する講習等

（2）現場改善技術の向上に関するもの

品質管理や原価管理、生産管理といった、ものの設計から生産に至る工程を改善する技術の向上に資する講習等



ご利用方法

下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
・経済産業省 製造産業局 参事官室 電話：03-3501-1689

『製造現場等の生産性を向上させる人材を育成・派遣したい』

カイゼン指導者育成事業

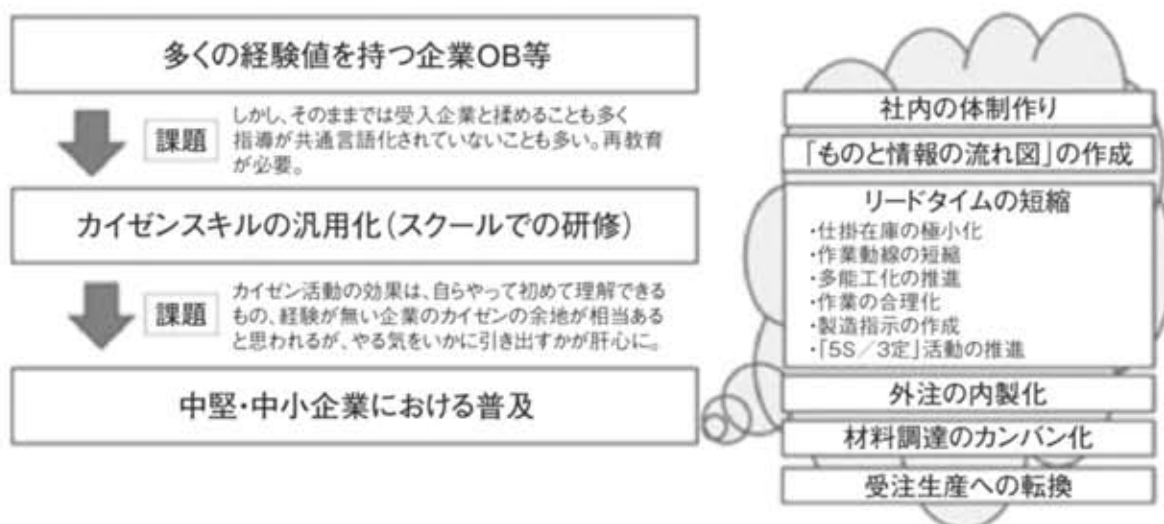
民間団体等が、生産性向上のための指導を行う人材（以下、「カイゼン指導者」）を育成し、現場へ派遣する事業を行う場合に、必要経費の2／3を補助します。

対象となる方

カイゼン指導者の育成・派遣する事業を行う民間団体等

支援内容

全国各地の産業支援機関や業界団体などの民間団体等が、製造現場での経験を持つ企業OBや現役で製造現場で働く人材を対象に、カイゼン指導者を育成するスクールを運営し、育成したカイゼン指導者を中小企業・小規模事業者へ派遣する際に、必要経費の2／3を補助します。



ご利用方法

下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
・経済産業省 製造産業局 参事官室 電話：03-3501-1689

『販路開拓を行いたい』

小規模事業者支援パッケージ事業(小規模事業者持続化補助金等)

人口減少や高齢化などによる地域の需要の変化に応じた小規模事業者の持続的な経営を推進するため、小規模事業者が行う国内外での販路開拓を、経営計画の作成支援や補助金等を通じて総合的に支援します。

対象となる方

小規模事業者

支援内容

①小規模事業者持続化補助金

小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって、経営計画を作成し、その経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用を支援します。

複数の事業者が連携した取り組みについても支援するとともに、雇用の増加や従業員の処遇改善の取り組みや、移動販売などによる買い物弱者対策に取り組む事業者については、より重点的に支援します。

補助率:2/3 補助上限:50万円※

※雇用増・従業員の処遇改善・買い物弱者対策に取り組む場合:上限100万円

※複数の事業者が連携して取り組む共同事業の場合:上限100万円～500万円(連携する小規模事業者数による)

＜取組例＞チラシ作成、ホームページ作成、商談会への参加、店舗改装 等

②経営計画普及セミナー・相談会

小規模事業者が自社の経営環境を理解し、持続的な経営に向けた経営計画の作成を促すため、地域に密着した商工会・商工会議所がセミナー・相談会を開催します。

ご利用方法

日本商工会議所・全国商工会連合会において、事業の公募を行います。詳しくは、下記にお問合せください。

お問い合わせ先

・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所

(商工会については、全国商工会連合会 URL: <http://www.shokokai.or.jp/>)

(商工会議所については、日本商工会議所 URL: <http://www.jccci.or.jp/>)

『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)

小規模事業者は、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資を受けることができます。

対象となる方

常時使用する従業員が20人(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は5人)以下の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

支援内容

東日本大震災対応特枠

震災により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方は、通常枠と別枠で用意する貸付限度額、金利引き下げ措置を利用することができます。

通常枠

【対象資金】設備資金、運転資金

【貸付限度額】2,000万円(1,500万円超の貸付を受けるには、貸付前に事業計画を作成し、貸付後に残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。)

【貸付金利】平成27年2月12日現在 1.35%(※)

※金利は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。

【貸付期間】設備資金10年以内(据置期間は2年以内)、運転資金7年以内(据置期間は1年以内)

【担保・保証人】不要

ご利用方法

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。

(注)沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

お問い合わせ先

- ・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
(商工会については、全国商工会連合会 URL: <http://www.shokokai.or.jp/>)
(商工会議所については、日本商工会議所 URL: <http://www.jcci.or.jp/>)
- ・日本政策金融公庫 電話: 0120-154-505

『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営発達支援融資制度

一定の要件を満たす小規模事業者は、事業の持続的発展のための取組に必要な設備資金及びそれに付随する運転資金について低利で融資を受けることができます。

対象となる方

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人）以下の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所から、売上の増加や収益の改善、持続的な経営のための事業計画策定にあたり助言とフォローアップを受けること
- 地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められること
- 経営者及び従業員の知識、技能、管理能力の向上を図る研修に参加するなど人材の確保・育成に努めていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

支援内容

■ 対象資金

設備資金及びそれに付随する運転資金

■ 貸付限度

7,200万円（運転資金は4,800万円）

■ 貸付利率

特別利率①※1

※1：雇用の拡大を図る者については、上記から更に－0.1%となります

■ 貸付期間

設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）※2

運転資金：8年以内（うち据置期間2年以内）※2

※2：小企業者（従業員5人以下）については、設備資金、運転資金とも据置期間3年以内

ご利用方法

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。（なお、当該商工会・商工会議所が経営発達支援計画の認定を受けていない場合は対象外となります。）
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所が日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。

（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

お問い合わせ先

- ・ 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会 URL：<http://www.shokokai.or.jp/>）
（商工会議所については、日本商工会議所 URL：<http://www.jcci.or.jp/>）
- ・ 日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

『創業（第二創業含む）を行うための支援策が知りたい』

創業促進補助金

創業（第二創業含む）を行う者に対して事業計画を募集し、計画の実施に要する費用の一部を助成することで、新たな需要を創造するビジネス等を支援します。

対象となる方

新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業（第二創業（※1）含む）を行う者で、認定支援機関（※2）たる金融機関による支援を受ける者。

- 平成26年度補正予算事業では、産業競争力強化法における認定市区町村（※3）で創業する者に対して重点的に支援します。
- 平成27年度予算事業では、産業競争力強化法における認定市区町村で創業する者を支援対象とします。

※1事業承継に伴い後継者が既存事業を廃止し、業態転換や新事業・新分野に進出する場合を指します。

※2「中小企業経営力強化支援法」に基づく「認定経営革新等支援機関」を指します。

※3産業競争力強化法では、市区町村を中心とした創業支援事業の取組みが促進されるよう市区町村において創業支援事業に関する計画を作成し、この計画を国が認定、支援するという仕組みになっています。計画の認定を受けた認定市区町村では、当該地域で創業を希望する方の支援を行っています。

（認定市区町村及び支援内容の紹介：ミラサポ）

<https://www.mirasapo.jp/starting/specialist/chiikimadoguchi.html>

支援内容

＜創業＞店舗借入費や設備費等の創業に要する費用を支援します。

（補助上限額：200万円 補助率：2/3以内）

＜第二創業＞創業に加え、既存事業を廃止する場合は、廃業登記や法手続費用、在庫処分費等廃業コストを含め支援します。

（補助上限額：1,000万円 補助率2/3以内）

ご利用方法

詳細については、事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・創業・第二創業促進補助金事務局

電話：03-5550-1311

『創業に必要な基本的知識やビジネスプランの作成支援を受けたい』

地域創業促進支援事業

全国で「創業スクール」を開催し、創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の習得からビジネスプランの策定まで支援を行います。

対象となる方

創業希望者

支援内容

- 地域プラットフォームに属する認定支援機関や産業競争力強化法に基づき認定を受けた創業支援事業者が実施主体となり、創業スクールを開催します。
- 創業スクールでは、地域において新たに創業を予定している方等を対象に、経営、マーケティング、会計、税務等のカリキュラムを用意し、創業時に必要となる知識・ノウハウの習得や、ビジネスプランの作成支援を実施することで、創業に向けたサポートを行います。
- 創業スクール受講後も実施主体となる支援機関が他の支援機関と連携し、アフターサポートを実施します。
- 創業スクールを通じて受講生の方が作成したビジネスプランの中から、優良なビジネスプランを選定し、全国ビジネスプランコンテストを開催します。



ご利用方法

- 今後、決定する各地の創業スクール実施主体にお問い合わせください。実施主体については、決定され次第、中小企業庁のホームページ等で公開します。

お問い合わせ先
・ 中小企業庁 創業・新事業促進課 電話：03-3501-1767（直通）

『地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化の支援を受けたい』

地域資源活用の促進

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(中小企業地域資源活用促進法)に基づいて、中小企業者等が、地域資源を活用した商品・サービスの開発・販路開拓を行う「地域産業資源活用事業計画」を作成し、認定を受けると、補助金、低利融資等の各種支援を受けることができます。

対象となる方

中小企業者等が地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓を行う「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けた者。

支援内容

- (1) ふるさと名物応援事業補助金(消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業) 補助上限:500万円、補助率:2/3以内
試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。
 - (2) マーケティング等の専門家による支援(新事業創出支援事業)
事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。
 - (3) 政府系金融機関による融資制度等(海外展開に伴う資金調達支援を含む)
設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。
 - (4) 信用保証の特例
保証限度額の拡大等の特例が適用されます。
 - (5) 食品流通構造改善促進機構による債務保証等
食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し、債務保証等を受けられます。
 - (6) 中小企業投資育成株式会社法の特例
中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただき、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。
- なお、個別の支援施策ごとに支援機関の審査や確認が必要となる場合があります。

ご利用方法

○都道府県が指定した地域資源を活用した「地域産業資源活用事業計画」を作成し、都道府県の担当部局を経由して、経済産業局に認定申請して下さい。

※「地域産業資源活用事業計画」を作成する際には、全国10カ所に設置されている中小企業基盤整備機構地域本部・事務所から支援が受けられます(新事業創出支援事業)。

■地域資源を活用した新たな事業創出等の取組に対するその他支援

○地域中小企業応援ファンド

※地域資源を活用して、新たなビジネスを創設するのに役立つ様々な情報チャンネル

地域資源活用チャンネル <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shigen/index.html>

お問い合わせ先

- ・ 中国経済産業局産業部 中小企業課
- ・ 中小企業庁 創業・新事業促進課

電話：082-224-5661

電話：03-3501-1767 (直通)